

野田市選挙管理委員会告示第28号

衆議院議員の任期が令和3年10月21日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和3年10月5日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

登録の移替えを延期する期間

令和3年10月5日から第49回衆議院議員総選挙期日まで